

国総海第55号
平成22年12月6日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斎藤 弘 殿

国土交通省 総合政策局海洋政策課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律規則等の一部を改正する省
令（平成22年国土交通省令第56号）の施行について（通知）

船舶からの油の排出については、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「マルポール条約」という。）附属書Iの規定に基づき、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）（以下「海防法施行規則」という。）等の関係法令において規制しているところですが、今般、マルポール条約附属書Iが改正され、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第33号）を制定（以下「改正法」という。）したところです。

改正法のうち、船舶間貨物油積替えに関する規制である海防法第8条の2が平成23年1月1日に施行するので、今般、同条において国土交通省令で定めることとしている事項を定めるため海防法施行規則等の一部を改正し、これに合わせ、マルポール条約附属書Iが改正されたことに伴う国際油汚染防止証書、油記録簿の様式等の改正を行いました。については、これらの改正の施行に関し、以下の事項に留意の上、運用に当たって遺漏なきようお願いします。

なお、法第8条の2第2項及び国際油汚染防止証書に関する事項については海事局安全基準課長から発出される『平成22年国海安第134号』を、法第8条の3に関する事項については平成23年度に海上保安庁環境防災課長から発出予定の通達を参照して下さい。

1. 船舶間貨物油積替え関係（法第8条の2第2項を除き平成23年1月1日施行）
法第8条の2第1項

- ・国土交通省令で定める総トン数を『総トン数150トン』とすること
- ・国土交通省令で定める特別の用途のものを『海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用するタンカー』とすること

法第8条の2第2項（平成23年1月1日以降初めての検査以降施行）



・船舶間貨物油積替作業手引書の技術上の基準を以下のとおりとすること

①作成に係る技術上の基準

一 当該タンカーの船舶職員が使用する言語により作成されていること。

二 次に掲げる事項が定められていること。

イ 船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項

ロ 船舶間貨物油積替作業管理者の氏名又は職名

ハ 船舶間貨物油積替作業管理者が作成する記録に関する事項

②備置き又は掲示に関する技術上の基準

船舶内にある者が直ちに参照することができる場所に備え置き、又は掲示しておくこととする

法第8条の2第6項

・船舶間貨物油積替えが行われたときに作成すべき記録として、以下の6項目とすること

一 積み替えられた貨物油の種類

二 積み替えられた貨物油の量

三 積込み又は取卸しの別

四 船舶間貨物油積替えを行つた日時

五 船舶間貨物油積替え時における当該タンカーの位置

六 船舶間貨物油積替えを行つた他のタンカーの名称

※ マルポール条約附属書Iにおいては、船舶間貨物油積替えの記録をどこに行なうかについて定められていないことから、海防法体系においても規定していないが、油記録簿に記載する場合は以下の要領を参考にして下さい。

①自船が積込みを行う場合

船舶間貨物油積替えの記録	油記録簿第1号の4様式における記載事項
積み替えられた貨物油の種類	符号(A)、番号2、作業の内容 積み込んだ油の種類及びタンクの識別記号 の欄に記載
積み替えられた貨物油の量	符号(A)、番号3、作業の内容 積み込んだ油の総量(積み込んだ油の量(摂氏15度における量)及び積み込み後のタンク内の総量(立方メートルによる。)を表示すること。) の欄に記載
積込み又は取卸しの別	作業の記録及び当該作業の責任者の署名 の欄に記載
船舶間貨物油積替えを行つた日時	日 Date の欄に日を記載し、作業の記録及び当該作業の責任者の署名 の欄に時刻を記載
船舶間貨物油積替え時における当該タンカーの位置	符号(A)、番号1、作業の内容 積込みの場所 の欄に記載
船舶間貨物油積替えを行つた他の	作業の記録及び当該作業の責任者の署名 の欄に記載

タンカーの名称

※記載の順については、油記録の様式の順に従って差し支えない。

②自船が取卸しを行う場合

船舶間貨物油積替えの記録	油記録簿第1号の4様式における記載事項
積み替えられた貨物油の種類	作業の記録及び当該作業の責任者の署名 の欄に記載
積み替えられた貨物油の量	作業の記録及び当該作業の責任者の署名 の欄に記載
積込み又は取卸しの別	作業の記録及び当該作業の責任者の署名 の欄に記載
船舶間貨物油積替えを行つた日時	日 Date の欄に日を記載し、作業の記録及び当該作業の責任者の署名 の欄に時刻を記載
船舶間貨物油積替え時における当該タンカーの位置	符号 (C)、番号 6、作業の内容 取卸しの場所 の欄に記載
船舶間貨物油積替えを行つた他のタンカーの名称	作業の記録及び当該作業の責任者の署名 の欄に記載

※記載の順については、油記録の様式の順に従って差し支えない。

また、船舶間貨物油積替えに関する規制である海防法第8条の3については、平成24年4月1日から施行（海上保安庁への通報は、改正法附則第5条の規定により、平成24年3月1日以降行うことができる。）されますので、同日以降、船舶間貨物油積替えを行う場合は、事前に海上保安庁長官に必要な事項を通報する必要がありますが、同条において国土交通省令で定めることとしている船舶間貨物油積替えの通報の方法、船舶間貨物油積替えの通報事項等については、施行期日一ヶ月前までに定める予定です。

なお、マルポール条約附属書I第40規則3において「この章の規定は、燃料油の補給作業には適用しない。」と規定されていることから、燃料油の補給作業に関する船舶間貨物油積替えについては、規制対象からは除外します。

2. 国際油汚染防止証書関係（平成23年1月1日施行以降初めての検査以降施行）
マルポール条約附属書Iの改正に合わせた様式改正であり、国際油汚染防止証書において使用する用語及び当該船舶に適用される同条約附属書Iの規定を明確にするための改正です。

3. 油記録簿関係（平成23年1月1日施行）

マルポール条約附属書Iの改正に合わせたそれぞれの様式改正であり、次のとおり改正することとしました。

I. 様式第1号の3様式関係（すべての船舶用油記録簿）

- ・符号 (A) 番号 3. 3 を改正し、『移し替えた洗浄水の量（立方メートルによる。）』を記載しなければならないこと

- ・符号 (C) 番号11.4 を新たに規定し、『手動で収集した油性残留物の量（立方メートルによる。）』を記載しなければならないこと
- ・符号 (C) 番号12 を改正し、『油性残留物の移し替えの方法』、『移し替えた油性残留物の量』についても記載しなければならないこと
- ・符号 (D) 番号13 を改正し、『移し替えた量（立方メートルによる。）』についても記載しなければならないこと
- ・符号 (D) 番号14 を改正し、『移替えの開始及び停止の時刻』についても記載しなければならないこと
- ・符号 (D) 番号15 を改正し、『移替えの方法』についても記載しなければならないこと

II. 様式第1号の4様式関係（油タンカー用油記録簿）

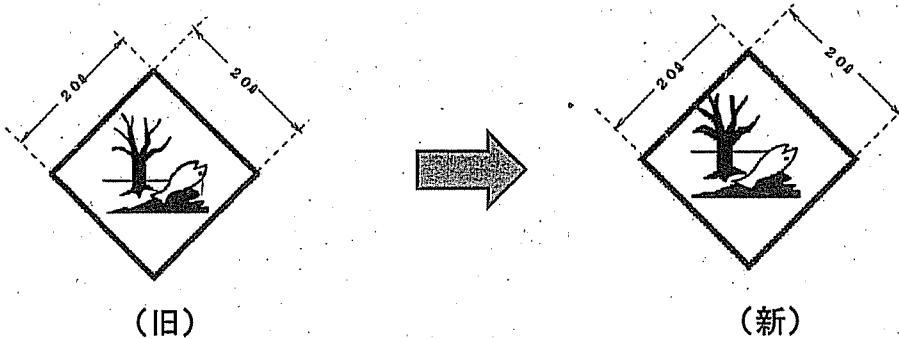
- ・符号 (J) 番号56 を改正し、『各タンクからの移し替え量』についても記載しなければならないこと
- ・符号 (J) 番号57及び57.3 を改正し、『移替えの方法』、『他のタンクからの移替え』についても記載しなければならないこと

また、従来、国際海洋汚染等防止証書を受有する船舶については、油記録簿の記載を『日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。』としていたところ、日本船舶においても日本人が乗船していない船舶があり、日本語により記載することが困難であるとの現状に鑑み、『英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。』とし、日本語による記載を求めないこととしました。（内航船については、従前のとおり、日本語でのみ記載で結構です。）

なお、改正後の油記録簿の様式については、改正後の備考の表に沿う限り、従前からの油記録簿を引き続き使用して差し支えありません。

4. 海防法施行規則第4号の2様式関係（平成23年1月1日施行（経過措置あり））

平成22年5月に開催されたIMO第87回海上安全委員会（MSC87）において環境有害物質の判定基準の追加等を内容とするIMDGコードの改正が採択され、ばら積み以外の方法で輸送される容器及び包装の内容物が海洋汚染物質であることを示す表札の様式が改正されたことから、『海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則』第4号の2様式を以下のとおり改正しました。なお、附則第2条第1項の規定による経過措置により、平成23年12月31日までは、改正前の第4号の2様式とすることとしました。



(本件に関する連絡先)

国土交通省総合政策局海洋政策課 田中

T E L : 03-5253-8267(直通)